

# 食流機構

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
<https://www.ofsi.or.jp/>

2023

7 月号

No.331

# OFSI

## I N D E X

- 巻頭言 ②
- 理事会・評議員会 開催報告 ④
- 第11回食品産業もったいない大賞 募集開始 ⑤
- 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業  
助成対象者の登録申請受付が食流機構でスタート ⑥
- 「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針」の公表 ⑥
- <日本政策金融公庫>信用保証利用企業動向  
調査結果(1~3月期)の公表 ⑦
- 農林水産統計情報 ⑧
- <国税庁>電子帳簿保存法の改正 ⑧

# 巻頭言

先日、あるゴルフ練習場でボールを打っていたら、携帯が鳴り、何気なく通話をしていたところ、斜め後ろで係りの中年女性が何かプレートを小生の方に見せて、練習場の入口の方を指さしているのが目に入る。最初何をしているのかと思ったが、携帯は外で使用するようにとの注意であった。

小生は、また大げさな対応をしてるなと思いつつ入口から練習場のロビーの方へ移動した。携帯で通話をするくらいどうってことないのになと思うが、警告のパネルまで用意するとはご丁寧なことだと思った。

私などは、少し変わっているのかもしれないが、このようなゴルフ練習場で何十人も並んで一言も声を出さずにただ黙々と玉を打っていることの方が、よっぽど異様な感じがする。人の声が気になるなら、考えようによっては球を打つ音の方がよっぽど大きくて気になるのではないか。

世界のすべての国を見たわけではないが私が暮らした米国とチリでは携帯の使用どころか、まず、ゴルフ練習場での規則というものを目にしたことはない。同じゴルフ練習場で隣り合わせの人と話もしないというのはむしろ不自然で、世間話をするのが普通のこと、挨拶もしない人は怪しい人間と思われるのが落ちである。

ゴルフ練習場に限らず、地下鉄の中でも車掌がアナウンスで携帯を使うと他のお客様の迷惑になるので電源を切るかマナーモードにするようにと注意している。

外国では（これも私の知る限りであるが）電車の中であろうが、着陸した飛行機の中であろうが誰にもはばかりこともなく大きな声で携帯を使っている。他の客もまったく気にしていない。

携帯で話をするのはだめで、乗客同士のおしゃべりはいいというのもよくわからない。また、車掌はこの携帯使用に関するもの以外にもいくつも決まったアナウンスを大きな声ですが、この方がよっぽど耳障りである。わかりきっていて改めてアナウンスする意味のないことまでも、決まり事なのだろうが、毎回地下鉄に乗るたびに各線で繰り返し聞かされるのも煩わしいというべきである。ホームでの係りのアナウンスもなんであんな大声でがなり立てるのだろうとデリカシーのなさを感じるのは小生だけであろうか。

選挙中の選挙カーの声もとても耳障りなものである。街中、特に住宅地で大きな音を出すことは、欧米ではむしろ嫌われ票が無くなるということらしく、イギリスでもアメリカでも選挙カーというのを見たことがない。

こういう騒音に無頓着な割に変なところで音に神経質という我が国の国民のありようをどう説明したらいいのだろう。私などは、携帯を使うなど電車の中で言うからかえってみんな気になるのではないか。そんなものどうってことないのだと思えばみんなそんなに気にもしなくなるのではないか。余計な規則がわが国民の不寛容を助長している感じがする。

しばらく前に兵庫県の高校の卒業式で黒人ルーツの髪型をしていた高校生が卒業式への参加を学校側から拒否されていた事件が報道された。学校側はその高校生の一生に一度の卒業式に参加するという経験をさせるよりも、校則を守ることを優先したものであり、いったん規則を作ると、人の思考の柔軟性を奪ってしまい不寛容の横行を許してしまうことの典型例ではないか。この場合は、アフリカ系の親を持つ少年の髪に関するものであったので、人種差別問題という特殊性もあり、二重の意味で校則の問題性を浮き彫りにした感がある。ネットでは、校則がある以上守るのが当然という意見もあるようであるが、それこそが日本の学校や社会の特殊な慣行に慣らされ、当たり前と思ってしまうことを示している。

そもそも、髪型とか、髪の色とか校則で決める必要があるのだろうか。学校の先生は決めておかないと秩序が保てないと思っているかもしれないが、私などは校則で余計な制限をするからかえってそれに反した行為をしたくなる面もあるのではないかとも思う。30年以上も前にワシントンの大使館勤務の時に多国籍の児童が沢山通う小学校に通った経験のある娘たちは、「そんなことどうでもよくない？」という反応であった。

公益財団法人 食品等流通合理化促進機構  
会長 村上秀徳

# 理事会・評議員会 開催報告

当機構の令和5年度第1回定例理事会(6月6日(火))及び令和5年度定時評議員会(6月23日(金))が開催され、令和4年度事業報告及び決算報告等が原案どおり可決されました。

可欠された議案の一部については、後日食流機構HP(<https://www.ofsi.or.jp/outline/disclosure/>)に掲載されます。なお、任期満了や人事異動に伴う交替があり、理事28名(新任3名)・監事3名・評議員20名(新任2名)は下記のとおりとなりました。また、そのうち会長、副会長、専務理事について、評議員会終了後の臨時理事会(書面決議)において選任がなされました。

## <評議員>

氏名	所属・役職
饗庭靖之	首都東京法律事務所 弁護士
青島英寿	(一社) JFTD 事務局長
浅沼 進	フードサプライ研究所 代表
井原 實	協同組合 セルコチェーン 理事長
宇都宮大輔	(株) 日本政策金融公庫 農林水産事業本部 融資企画部 林業水産食品グループグループリーダー(新)
大隅和昭	(一社) 日本惣菜協会 常務理事
大角 亨	(一財) 食品産業センター 専務理事(新)
奥村朋久	(株) 日本政策投資銀行 企業金融第3部課長
河合 弘	協同組合 全日本洋菓子工業会 専務理事
小池 洋	(株) Mizkan J plus Holdings 特別参与
古川英子	(一財) 消費科学センター 企画運営委員(前理事)
島崎真人	(一社) 日本農林規格協会 専務理事
関根隆夫	(一社) 食品需給研究センター 常務理事
田沢克彦	日本チェーンストア協会 執行理事
長岡英典	(一社) 大日本水産会 常務理事
仲川宜秀	ハウス食品グループ本社(株) 広報・IR部長
名原孝憲	(一社) 全国スーパーマーケット協会 産業調査室長 兼 広報課長
濱口茂樹	日本ビート糖業協会 常務理事
藤島廣二	東京聖栄大学 客員教授
細川允史	卸売市場政策研究所 代表

(敬称略/任期:令和7年6月開催の定時評議員会終了の時まで)

## <監事>

氏名	所属・役職
高野允雄	全日食チェーン関東協同組合 専務理事
佐藤 卓	(一財) 伝統的工芸品産業振興協会 常務理事
真野康彦	全日本漬物協同組合連合会 専務理事

(敬称略/任期:令和9年6月開催の定時評議員会終了の時まで)

## <理事>

区分	氏名	所属・役職
会長	村上秀徳	代表理事
副会長	網野裕美	(一社) 全国水産卸協会 会長
"	岩沼徳衛	全国水産物商業協同組合連合会 会長
"	近藤栄一郎	全国青果物商業協同組合連合会 会長
"	鈴木敏行	(一社) 全国中央市場青果卸売協会 副会長
専務理事	佐南谷英龍	代表理事
理事	飯田昌志	JFEエンジニアリング(株) 流通システム部長
"	稲垣慶一	カゴメ(株) 執行役員マーケティング本部長
"	大谷 勉	全国魚卸売市場連合会 会長
"	小川一夫	(公社) 日本食肉市場卸売協会 会長
"	長船宏昭	全国給食事業協同組合連合会 理事・事務局長(新)
"	金丸康夫	(一社) 日本フードサービス協会 専務理事
"	木納雅康	(一社) 全国牛乳流通改善協会 会長
"	後藤和之	(一社) 日本給食品連合会 専務理事(新)
"	小林 新	日清オイリオグループ(株) 取締役専務執行役員
"	佐々木余志彦	全国茶商工業協同組合連合会 理事長(新)
"	月田求仁敬	(一社) 全国青果卸売市場協会 会長
"	時岡肯平	(一社) 日本加工食品卸協会 専務理事
"	中村祥典	(一社) 日本外食品流通協会 専務理事
"	早山 豊	全国水産物卸組合連合会 会長
"	平野 実	(一社) 日本ブランドチェーン協会 副会長
"	福永哲也	(一社) 日本花き卸売市場協会 会長
"	藤井玉喜	全国中央卸売市場関連事業者団体連合会 会長
"	藤村公苗	キッコーマン(株) 常務執行役員
"	保泉清明	東京食肉市場卸商協同組合 専務理事
"	増山春行	全国青果卸売協同組合連合会 会長
"	森 佳光	キューピー(株) 執行役員
"	山崎政治	(一財) 日本米穀商連合会 理事長

(敬称略/任期:令和7年6月開催の定時評議員会終了の時まで)

# 第11回食品産業もったいない大賞 募集開始

## 募集締切：令和5年8月31日（木）

昨年度に引き続き、当機構は農林水産省の補助を受け、第11回食品産業もったいない大賞を実施いたします。

食品産業の持続可能な発展に向け様々な環境対策等をされているフードチェーンに関わる企業・団体及び個人を広く発掘し、その取組内容を表彰・周知することにより食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策及び食品ロス削減等を促進することを目的としています。

東日本大震災を契機に見直されている「もったいない」の思いこそが、地球温暖化・省エネルギー対策に取り組む原動力になると考え、これを大賞の冠名としています。

### 募集対象

ホームページ (<https://www.ofsi.or.jp/mottainai/>) の「取組内容等」に記載されているような環境対策等を実施している、農林水産業者・食品製造業者・食品卸売（仲卸）業者・食品小売業者・外食（中食）事業者・食品輸出入業者・関連事業者（電気・施設・装置・容器包装・輸配送）・地方自治体・大学・専門学校・高校等・フードバンク・リサイクル事業者・個人 等

1. 過去に受賞された企業、団体及び個人でも受賞内容と異なる取組であれば応募可能です。
2. 自薦・他薦は問いません。また、連名での応募も可能です。

### 応募方法

下記アドレスにある応募申込書に必要な事項を記入し、関係書類と共に応募ください。  
なお、頂いた応募書類は返却致しません。

#### <応募に関する書類>

- (1) 第11回食品産業もったいない大賞応募申込書①
- (2) 第11回食品産業もったいない大賞応募申込書② -1
- (3) 第11回食品産業もったいない大賞応募申込書② -2
- (4) 写真（取組内容がわかる写真）電子データ可
- (5) 取組内容を記載した関係資料
- (6) 会社等の概要がわかるパンフレット等

※ (1)～(4) 必須、(5)～(6) は任意

#### <応募書類様式・公募詳細・取組内容について>

<https://www.ofsi.or.jp/mottainai/>  
応募は郵送、メール送信にて受け付けています。  
上記アドレスにて、詳細や送付先をご確認下さい。



### 賞の種類

■ 食品産業もったいない大賞（農林水産大臣賞）

■ 農林水産省大臣官房長賞

### 審査

評価項目	具体的な評価事項
先進性・独自性	他社の取組には見られない先進的な特徴や独自の方法等
地域性	活動範囲の広さ、他社との連携、地域に密着した取組であるか等
継続性	取組の開始時期、活動年数、継続できる取組であるか等
経済性	取組を実施することによる経済効果等
波及性・普及性	他の食品事業者への波及効果や消費者の環境意識の醸成等の効果
地域温暖化防止・省エネルギー効果	取組を実施することによる地球温暖化防止・省エネルギー効果

- ・審査結果は受賞者へ直接通知します。
- ・東京都内において、令和6年1月に賞状を授与する表彰式典と取組内容を紹介する事例発表会を実施予定です。
- ・表彰された取組内容は、当機構及び農林水産省ホームページにて公表します。

<問合せ先> 業務部 担当：杉本  
TEL 03-5809-2176 / E-mail [info@ofsi.or.jp](mailto:info@ofsi.or.jp)

## 農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業 助成対象者の登録申請受付が食流機構でスタート

食流機構では、農林水産省の令和5年度予算事業として、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）に基づく輸出事業計画の認定を受けた農林水産事業者、食品等事業者の皆様方が、輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に支払った保証料の負担を軽減するための支援事業を行います。

ただし、令和5年4月1日以降に本事業の新規採択を受けようとする者については、輸出事業計画に基づき、輸出重点品目（注）の輸出事業を実施している者に限ります。また、食品等事業者にあっては中小企業者に限ります。

詳しくは食流機構のHP（<https://www.ofsi.or.jp/shinyouhosyou/>）を御覧ください。

注：「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で選定された「輸出重点品目」「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」において取りまとめられた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」で定められた「海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きく、関係者が一体となった輸出促進活動が効果的な品目」

### ■ 事業概要

輸出事業計画の認定を受けた事業者の皆様方が、認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、民間金融機関から債務保証付き借入れをする場合に、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、公益財団法人食品等流通合理化促進機構等に支払った保証料の一部を支援します。

### ■ 助成対象経費

助成対象者の認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金について、令和5年4月1日以降に民間金融機関から債務保証付き借入れを行った場合に支払った保証料において、次に定める額の範囲内の額とします（1円未満端数切り捨て）。

- （1）保証期間が5年以下の場合：実際に要した保証料の2分の1に相当する額
- （2）保証期間が5年超の場合：実際に要した借入当初から5年間分の保証料の2分の1に相当する額

### ■ 助成金の額

令和5年度事業で助成対象にするのは、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの保証期間にかかる保証料です。

## 「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針 （アクションプラン）第2版」の公表

「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」は、5月26日、大阪・関西万博の開催期間中における来場者の安全かつ円滑な来場を実現するための具体的な方針「大阪・関西万博 来場者輸送具体方針（アクションプラン）第2版」を取りまとめ公表しました。

この第2版は、「2025年日本国際博覧会来場者輸送対策協議会」において、昨年10月に公表された本具体方針（初版）での課題等について、学識経験者や関係機関、事業者等と検討を進めた結果をとりまとめ改定したものです。

（経緯）

「公益社団法人2025年日本国際博覧会協会」は、学識経験者や関係する行政機関、関係団体等からなる「来場者輸送対策協議会」を2021年7月に設置し、来場者輸送の具体的な対策について協議・調整し、2022年6月3日に「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」を策定しました。

この基本方針に基づき、さらなる検討を行うとともに関係機関との協議を進め、2022年10月17日に本具体方針（初版）が策定され、この度、改定されたものです。今後、本具体方針（第2版）をもとに、半年ごとに改定をすることとし、第3版を2023年秋に公表する予定です。詳細については、以下のHPを御覧ください。

<https://www.expo2025.or.jp/news/news-20230526-04/>

<改定要旨（抜粋）>

5. 会場外駐車場 [新規] < 5. 2 >

- ・事前予約制の実施
- ・阪神高速の推奨出口利用者の駐車料金の相対的引き下げの検討
- ・阪神高速の迂回利用者へのインセンティブも検討
- ・自家用車と団体バスの需給に対応するため、兼用マスを設置

6. 来場者輸送対策 < 6. 3 >

- ・駅ターミナル、会場外駐車場周辺のうろつき交通対策 [新規]
- ・Osaka Metro 中央線への過度な集中を防ぐための適切な運賃設定 [新規]

## <日本政策金融公庫>信用保証利用企業動向調査結果（1～3月期）の公表

日本政策金融公庫は、「信用保証利用企業の資金繰りは、改善している。～景況は、持ち直しの動きがみられるものの、厳しい状況が続いている～」との概況の信用保証利用企業動向調査結果（2023年1～3月期実績、4～6月期見通し）を4月27日に公表しました。

詳細については、日本政策金融公庫のHPを御覧ください。

(<https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/hosyouyoyaku216.pdf>)

### 【金融関連】

- 資金繰り D.I. は、▲ 13.4 とマイナス幅が大幅に縮小した。
- 借入難易感 D.I. は、▲ 8.5 と横ばいとなった。
- 今期に借入を実施した企業の割合は、横ばいとなった。

### 【保証利用】

- 今期に借入を実施した企業のうち、保証を利用した企業の割合は、大幅に増加した。
- 来期（2023年4～6月）における保証利用要請 D.I. は、▲ 0.7 とやや上昇した。  
※ 保証利用要請 D.I. とは…金融機関による保証利用要請が「強くなると思う」企業の割合－「弱くなると思う」企業の割合。

### 【生産等】

- 生産・売上 D.I. は、▲ 4.8 とマイナス幅が大幅に縮小した。
- 採算 D.I. は、▲ 16.7 とマイナス幅が大幅に縮小した。

### 【特別調査】

- 「新型コロナウイルス感染症の影響、ゼロゼロ融資の返済状況及び資金繰り等について」
- 新型コロナウイルス感染症による企業活動へのマイナスの影響については、「現在影響あり」と回答した企業は66.3%と、前期と比べて3.5ポイント低下し、20年4～6月期以降、最も割合が低くなっている。
- ゼロゼロ融資については、「現在利用中」の企業が78.9%、「現在利用していない」企業は21.1%となっている。
- 資金繰り表の作成の有無については、「作成している」が46.8%となっている。
- 現在の資金繰りについては、「支障はない」と回答した企業が56.8%となっている。

### <調査の要領>

調査時点：2023年3月中旬

調査対象：9地域（北海道、宮城、東京、愛知、石川、大阪、広島、香川、福岡）の信用保証協会利用先16,000企業を対象としており、回答企業の約79%が従業員20人以下の小規模企業となっています。

有効回答企業数：3,963企業

回答率：24.8%

# 農林水産統計情報

## 令和5年4月～令和6年3月までの公表予定より

([https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index\\_nenkan\\_r5-1.pdf](https://www.maff.go.jp/j/tokei/sokuhou/yotei/attach/pdf/index_nenkan_r5-1.pdf))

農林水産省（大臣官房統計部及び各局庁等）が公表している農林水産統計について、7月に掲載予定されている生産・流通に関する資料名の一部を紹介します。

資料名	収録内容	担当課（室）
大臣官房統計部		
・農業物価統計調査 令和4年農業物価指数(令和2年基準)	農産物価格指数、農業生産資材価格指数等	経営・構造統計課
・令和4年生産者の米穀在庫等調査結果	6月30日現在における1経営体当たりの米穀の在庫量（見込み）、消費量、販売量等	経営・構造統計課
・令和5年産水稻の西南暖地における早期栽培等の作柄概況（7月15日現在）	作柄概況（西南暖地の早期栽培等）	生産流通消費統計課

## <国税庁>電子帳簿保存法の改正

国税庁は、4月14日に「電子帳簿保存法の内容が改正されました～令和5年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しの概要～」と題するパンフレットをHPに掲載しました。

改正内容の詳細は、以下の国税庁HPをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023003-082.pdf>

- 電子帳簿等保存に関する主な改正事項  
(令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。)
  - ・「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。
- スキャナ保存に関する主な改正事項  
(令和6年1月1日以後にスキャナ保存が行われる国税関係書類について適用されます。)
  - (1) 解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。
  - (2) 入力者等情報の確認要件が不要とされました。
  - (3) 帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。
- 電子取引データ保存に関する主な改正事項  
(令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。)
  - (1) 検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。
  - (2) 令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。
  - (3) 新たな猶予措置が整備されました。

### 編集後記

▶ コンビニやスーパーで、手前ものから購入する「てまえどり」マークをよく見かけます。そのたびに、今月から募集開始する「食品産業もったいない大賞」の食品廃棄事例が頭に浮かび、奥に伸ばした手を引っ込め、手前から買うようになりました。消費者として

は『買うとき』『食べるとき』の他に、どんなことで「もったいない」へ取り組めるものでしょうか？

▶ 当誌はメールでの配信も行っておりますが、配信先のご変更や追加がございましたら下記までご一報願います。(A)